

2026 年 4 月 24 日

《一般社団法人日本P Vプランナー協会 協力組織規定 》

(規定目的)

第1条 この規定は、一般社団法人日本P Vプランナー協会（以下「当法人」という。）の定款の定めに基づき、協力組織に関する事項を定める。なお、法令または定款に定めるもののほかは、この規定に定めるところによる。

(活動目的)

第2条 お互いの活動に対し可能な範囲において協力しあうことで脱炭素社会の実現を目指す。

(資格)

第3条 協力組織は原則、社団法人格を有していること。

- 2 同じ背策や活動であること
- 3 お互いの理念・活動を理解し、活動面での協力を行う互惠関係。
- 4 お互いに意見交換の場を定期的に設けること。
- 5 理事会にて承認を得ること。

(条件)

第4条 協力組織であることを公表するため、お互いのホームページ等に協力組織という名称で相手のホームページバナー等を掲示する。

(会費)

第5条 会費等費用はお互いに発生しないものとする

(関係解除)

第6条 関係解除はお互いの合意、または活動目的・資格・条件等が破綻した場合とする。